

質問要旨	回答
受注者名は代理人でもよいか 例：代表取締役社長 ○○ ○○ → 代理人 取締役本店長 ■ ■ ■ ■	本市の入札参加資格の申請において、入札や契約を委任されている方（契約書の名義人）であれば代理人も可能です。 契約書の名義人以外の方の代理人は、本市の運用上、認めておりませんのでご了承ください。
メールのURLの有効期間が10日であるが、10日を過ぎた場合、契約書の再発行は可能か	10日以降の契約書の再発行（ダウンロード）は権限がなくなるため不可となります。確実に保存するようお願いします。 やむを得ない場合は、契約担当者にメールにて該当の契約書データの送付を依頼してください。
契約締結メールに添付されるPDFの容量は？	6 MBを超える場合において、メール内のURLからアクセスして契約書のダウンロードが必要となります。それ以下であれば、PDFデータがメールに添付されて、いつでもダウンロードが可能です。 参考URL： https://help.cloudsign.jp/ja/articles/895567
共同企業体（JV）で契約する場合、都度、利用申込が必要か	一度、利用申込をしていれば、JVで契約する場合においても、改めての申請は不要です。
JVで契約する際の約方法を詳しく教えていただきたい	JVでの契約時においては、JVの構成員全てが電子契約の利用申し込みをいただいている必要があります。 全ての構成員が利用申込をしている場合、構成員に順次確認メールが届きますので、JVでの契約であっても特段の手続き不要です。
・JVを組んだ時、1社が電子、1社が導入していない場合の対応は	JVの内、電子契約の利用をしない構成員が1者でもある場合には、書面で契約を締結します。
事業者側は、クラウドサインとの契約が不要とのことだが市と電子契約をする場合、真実性確保の要件・検索機能の確保をする必要があるのか	電子契約書は電子帳簿保存法上の電子取引データに該当する可能性があり、事業者様において同法に基づく保存が必要になるものと考えられます。具体的な保存要件（真実性確保、検索機能確保等）の適用については、事業者様の状況によって異なる場合がありますので、税理士等の専門家又は所管の税務署へご確認ください。
社長名で登録等した場合、担当者ではなく社長にメールが入るのか	契約書名義人の方の登録をお願いしており、ご記載いただいたメールアドレスにメールが届きます。担当者の方の設定も2名まで可能です。
クラウドサインの有料版を契約したら、契約書は何年間保存されるのか。	フリープラン（無償）及び有償プランでも契約内容の合意について証拠を残すというサービスの性質上、書類ファイルについては無期限に保存いたします。解約後につきましても、上記理由により書類ファイルは無期限に保存します。 参照URL： https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385319

フリープランでは保存済契約書の検索できないとのことだが、保存済み済の契約書はどのように確認するのか。	フリープランですと、契約書を検索して探し出す機能はございませんが、契約書はフリープランでもクラウドサイン上に保存されていきます。 検索機能がございませんので、都度PDFをダウンロードし、適切なファイル名をつけていただき、貴社内のルールにおいて契約書をデータで保管していただければと思います。
説明会で見せていただいた資料は、後日いただけるのか	本ページに掲載いたしましたので、ご参照ください。
朱肉印の見積書を今まで提出しているが、7月以降はどうなるのか。同じく、請求書についてもどうなるのか。電子印影を認めてもらえると有難い。	今回の電子契約システムにおいては、あくまで契約書の押印を電子署名に代えることができるものになります。見積書につきましては、従来どおりの運用となりますのでご了承ください。 請求書につきましても、システム導入により、運用の変更はございませんが、「発行責任者」及び「担当者名」を記載することで押印を省略することができます。
クラウドサイン以外にも同様のサービスはあるのか。今回の導入にあたり他のシステムも検討したのか	電子契約サービスを提供している事業者は複数ございます。今回、本市では一般競争入札において、サービス提供事業者を決定しております。
フリープランのアカウントを作成しないと電子署名の部分は紙で印刷できないのか	電子署名自体はPDFデータ上に付与されるため、印刷ができません。フリープランであれば、締結したデータをクラウドサイン上から印刷することも可能です。また、合意締結証明書という、いつ誰がどの書類について合意をしたかということが簡単に確認できる、システム提供元の弁護士ドットコム(株)名義で証明書を発行可能です。 参考URL： https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219
事業者側の承認者についてはどのように確認するのか。また複数設定可能か	電子契約の利用申込時に契約書の名義人の方の設定をお願いしています。 申込受付時に契約書名義人の方への送付設定がされているか確認し、設定されていない場合は、設定するようお願いしております。 契約書名義人の方以外の方へも2名まで回付可能です。
数年後には全て電子契約に移行するのか	電子契約を強制するものではありませんので、現時点で全ての契約を電子契約とする予定はございません。
クラウドサービスを使用しなければ、いつでもどこでも、契約締結ができないのか。電子契約システムのみで契約締結等ができるのか。（原文まま）	事業者の皆様は、インターネット環境と登録メールアドレスを受信できる環境があれば、電子契約システムで場所日時を問わず契約締結可能です。